

「ご契約のしおり・約款」改定のお知らせ

2016年11月2日より特約条項を一部改定いたしますので、本誌と合わせてご参照くださいますようお願い申し上げます。

記

●改定内容

特別条件付保険特約(11)の特別保険料徴収法や保険料払込免除特約に保険料割増法が適用されているご契約については、主契約・特約の更新を取り扱っておりませんが、2016年11月2日より、次の特約において更新を取り扱う改定を行います。

- ・先進医療特約
- ・抗がん剤治療特約

●ご契約のしおりのP.14（ご契約にあたって）およびP.113（更新）に、特別な条件が適用された特約の更新は取り扱わない旨の記載がありますが、先進医療特約・抗がん剤治療特約については、2016年11月2日より、更新を取り扱います。

●P.745の特別条件付保険特約(11)条項およびP.619の保険料払込免除特約条項の改定内容については裏面をご確認ください。

特別条件付保険特約(11)条項

- 第10条を1条繰り下げ、第9条の次に次の1条を加えます。

(先進医療特約に特別保険料徴収法の条件を付加した場合の特則)

第10条 先進医療特約に第2条(特別条件)第1項第2号に規定する特別保険料徴収法の条件を付加した場合には、先進医療特約については、第3条(契約内容の変更の制限)第1項第4号の規定にかかわらず、更新を取扱います。

- 2 前項の特別保険料徴収法の条件を付加した先進医療特約については、更新後の先進医療特約にもこの特約を適用し、更新前と同一の特別保険料徴収法の条件を付加するものとします。

保険料払込免除特約条項

- 第26条の次に次の1条を加えます。

(先進医療特約または抗がん剤治療特約に保険料割増法の条件を付加した場合の特則)

第27条 先進医療特約または抗がん剤治療特約に前条第1項第2号に規定する保険料割増法の条件を付加した場合には、先進医療特約または抗がん剤治療特約については、前条第2項第4号の規定にかかわらず、更新を取扱います。

- 2 前項の保険料割増法の条件を付加した先進医療特約または抗がん剤治療特約の更新については、更新後の先進医療特約または抗がん剤治療特約にもこの特約を適用し、更新前と同一の保険料割増法の条件を付加するものとします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、平成28年11月2日の属する先進医療特約または抗がん剤治療特約のそれぞれの特約の保険期間中に保険料の払込みの免除事由に該当した場合には、本条の規定は適用しません。

以上

ソニー生命保険株式会社